

令和2年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月9日(採決)

令和2年 第2回 定例会 会議録

日時 令和2年6月9日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤 木 高 裕	2番	横 山 和 輝	3番	品 川 静
4番	古 屋 宏 治	5番	田 辺 弘 之	6番	栗 須 信 治
7番	村 瀬 敬 太 郎	8番	今 長 谷 武 和	9番	
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	立 花 博 友
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	有 隅 哲 哉
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	井 上 勝 則	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第27号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」〔篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第27号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」

〔篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応や、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し等を行うものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第28号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第28号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」

〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例措置並びに令和3年度課税の中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置を行うものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3、議案第29号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」〔令和2度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第29号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」

〔令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,519万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ28億5,818万3,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細については、省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4、議案第30号「専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」〔令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について〕を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第30号「専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」

〔令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,602万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ25億521万3,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5、議案第43号「地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第43号「地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

本議案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の規定を整理するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、地方自治法の引用条文の条ずれを改正するものであります。

この条例については、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第44号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第44号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して、仕事をすることができなくなった場合に、傷病手当金を支給することができるようにするもので、傷病手当金の額及び支給日数等について規定するものです。

本条例は、公布の日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定められる\_\_\_\_\_日までの間に属する場合に適用されます。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 議決されるのは条例であって、規則は議決事項ではないのですが、委員長報告の中で、本文では「規則で定める日までの間」という表現が、日数を明言されましたので、その部分は「規則で定める間」に変えていただいた方がよろしいかと思うのですが。

○議長（阿部 寛治） 委員長も分からんね。

原則の中は、もう分かっているとは思いますが、荒牧議員が、方法論、列記の仕方。

はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） この条例上で最後は、「傷病手当金の支給を始める日から令和2年1月1日から規則で定める日まで」というのが条例ですので、あくまでも「規則で定める日まで」で、規則の制定は議会の議決事項でないので、規則で定める何月何日というのは、条文通りに規則で定める日までに変えていただいた方がよろしいかと思いますが、という意見ですが。

○議長（阿部 寛治） 議長の職責として、後よく調べて改訂しとったらいということになればします。いいですか、それで。

ほかに質疑はありませんか。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第45号「工事請負契約の締結について」〔ガスヒートポンプ空調機更新工事〕を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第45号「工事請負契約の締結について」

〔ガスヒートポンプ空調機更新工事〕

本議案は、篠栗町総合保健福祉センターのガスヒートポンプ空調機更新工事について、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約金額は、2億1,021万6,600円。

契約の相手方は、大成有楽不動産株式会社九州支店 支店長 松山徳美。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第46号「工事請負契約の締結について」〔校内通信ネットワーク整備工事〕を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第46号「工事請負契約の締結について」

〔校内通信ネットワーク整備工事〕

本議案は、篠栗町立小中学校の校内通信ネットワーク整備工事について、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものです。

契約金額は、7,920万円。

契約の相手方は、旭陽電気株式会社 代表取締役 田口剛。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第47号「町道の認定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第47号「町道の認定について」

本議案は、篠栗町篠栗北地区産業団地内に新規に造成された道路を、道路法上の道路として位置づけることを目的として町道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

路線名、彩り台線、道路延長1,070メートル、幅員12メートル。彩り台北線、道路延長550メートル、幅員9.5メートルの2路線について、道路法第8条第2項の規定により議決を行うものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第48号「財産の処分の変更について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第48号「財産の処分の変更について」

本議案は、平成31年第1回篠栗町議会定例会で議決された議案第18号財産の処分について、現地を測量した結果面積の変更が生じたため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

売却する土地の所在地は、篠栗町彩り台346番5の一部、面積9,977.63平方メートル、売却額5億1,185万2,419円であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第49号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第49号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億7,502万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ134億8,413万9,000円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第50号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第50号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」

本議案は、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ169万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,987万5,000円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第51号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第51号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ689万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,286万4,000円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第52号「令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第52号「令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出583万4,000円を追加し、収益的支出の

予定額を5億3,574万5,000円とするものであります。

なお、収益的支出額に対し196万円の黒字予算とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第53号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第53号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出19万1,000円を追加し、収益的支出の予定額を8億8,301万4,000円とするものであります。

なお、収益的支出額に対し673万円の黒字予算とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決い

たしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45号の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

町長発言を許す前に、一言議員の皆さんに申し上げておきます。

採決のときに起立してもらいますが、目にも早い立ち方、座り方があります。もう少し私が確認する時間があるように、ゆっくり立っていただきたいと、よろしくお願い申し上げます。

ここで、町長何か発言することがありましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 令和2年第2回定例会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。

6月4日開会日での諸情勢報告の際にも述べましたが、新型コロナウイルス対策のための職員対応にご配慮をいただき、一般質問を取りやめていただくとともに、委員会審議の効率化に努めていただきましたことに改めて感謝申し上げます。ご審議誠にありがとうございました。

専決処分を求めることについて4件、篠栗町農業委員会委員の任命について12件、地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について等条例案2件、工事請負契約の締結について2件、町道の認定1件、財産処分の変更について1件、令和2年度補正予算5件の上程いたしました27議案全てにつきまして、可決いただきましたことに感謝いたします。

本年度は、農業委員の改選期であり、平成29年度から農業委員会等に関する法律の改正に基づき選出方法が改められまして、公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方式に変わりました。新しく議会の同意をいただいた新農業委員の皆様には、専門的な立場から篠栗町の農政をしっかりとサポートいただければありがたいと願っております。

昨日、国会に提出され審議入りした、新型コロナウイルス対策の第2次補正予算案は、今週中にも成立する見通しでございます。私ども市町村にとって注目しておかなければならないのは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充策として組まれた2兆円についてでございます。

第1次補正予算での配分は、既にご報告いたしましたとおり1億3,200万円余でございました。同様の配分があるのかは定かではありませんが、第2次補正予算に盛り込まれた交付金を有効に使うための、さらなる対策をしっかりとしなければならないことは言うまでもありません。内閣府の資料には、「新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取り組みを全力で支援するため、地域の実情に応じて、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、新しい生活様式等への対応を図る観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金の拡充を行う」と記してあります。

私自身、まだ先の見えない新型コロナウイルスに立ち向かうために、篠栗町として、さらなる支援策を早期に打ち出すことが最重要課題であると考え、これに対し全力で取り組んでまいります。そして、臨時議会の開会をお願いし、新たな補正予算案を提出してご審議いただくことになると思います。場合によっては、複数回お願いすることになるかもしれませんが、その際は、何とぞよろしくお願いいたします。

以前、地方創生に関して、片山善博早稲田大学教授の言葉を引用いたしました。

「そもそも地方創生という課題が起こる前提となった人口の緩慢な減少は、病気と言えば、生活習慣病であり、特効薬などない。じわりじわりと体質を元に戻していかなければならない。わずか5年で結果を出そうと思うことは間違い。しかし、この機会に生活習慣病改善のきっかけ作りをしっかりとしないといけない。地方創生は、自分たちの地域の改善を自分たちがやらなければいけない課題である」という内容でございました。

「篠栗町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」のスタートとなった令和2年度でございますが、地方創生の取り組みに待ったをかけるような、春先からの新型コロナ禍でございます。

しかし、人類の英知をもってすれば必ずや、この災禍も克服できると信じております。そして、今後5年間の「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各項目を一つひとつ実行に移していくことで、新たな篠栗町を創ることができると確信しております。そのために職員一丸となって、さらなる努力を重ねてまいりますので、議員各位におかれましても、多くの人が行き交う自然豊かな福岡都市圏の代表的な町「個性ある篠栗町」のさらなる発展のために、自治の両輪として引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和2年第2回定例会の閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年第2回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時45分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

田辺 弘之

---

篠栗町議会議員

栗須 信治

---